

4 参考事項

(1) 指定植物

特別地域において採取又は損傷を規制する植物は次のとおりである。

(表16：指定植物)

科 名	種名（ミズゴケ科の植物にあつては属名）
ミズゴケ	ミズゴケ属
ハナゴケ	ハナゴケ
ヒカゲノカズラ	ヤチスギラン
ハナヤスリ	エゾフユノハナワラビ
オシダ	エゾメシダ
ウラボシ	エゾデンダ、イワオモダカ
ヤマモモ	ヤチヤナギ
タデ	エゾノミズタデ
ナデシコ	オオバナノミミナグサ（リシリミミナグサ）、クシロワチガイ、ナガバツメクサ、エゾオオヤマハコベ
キンポウゲ	エゾトリカブト、エゾホソバトリカブト、フクジュソウ、ヒメイチゲ、アズマイチゲ、クロバナハンショウヅル、ミヤマハンショウヅル、ミツバオウレン、シコタンキンポウゲ、ハイキンポウゲ
スイレン	ネムロコウホネ、エゾヒツジグサ
ウマノスズクサ	オクエゾサイシン
オトギリソウ	トモエソウ、オトギリソウ、ミズオトギリ

科名	種名（ミズゴケ科の植物にあつては属名）
モウセンゴケ	モウセンゴケ
ケシ	エゾキケマン
アブラナ	ハナタネツケバナ
ユキノシタ	ウメバチソウ（エゾウメバチソウを含む。）、エゾクロクモソウ、フキユキノシタ、ヤマハナソウ
バラ	クロミサンザシ、オニシモツケ、エゾノシモツケソウ、クロバナロウゲ、オオタカネバラ、カラフトイバラ、ホロムイイチゴ、エゾシモツケ（エゾノシロバナシモツケ）、ホザキシモツケ
マメ	センダイハギ
フウロソウ	チシマフウロ（トカチフウロ）、イチゲフウロ、エゾフウロ
スマレ	チシマウスバスマレ（ケウスバスマレ）、オオバタチツボスマレ、アイヌタチツボスマレ
アリノトウグサ	ホザキノフサモ
スギナモ	スギナモ
ミズキ	ゴゼンタチバナ
セリ	カラフトニンジン
イチヤクソウ	シャクジョウソウ、ギンリョウソウ
ツツジ	ヒメシャクナゲ、ヤチツツジ（ホロムイツツジ）、イツツツジ（エゾイツツツジ）、ヒメツルコケモモ、ツルコケモモ

科名	種名（ミズゴケ科の植物にあつては属名）
ガンコウラン	ガンコウラン
サクラソウ	ヤナギトラノオ、クリンソウ、エゾオオサクラソウ、ユキワリコザクラ、ツマトリソウ、コツマトリソウ
リンドウ	エゾリンドウ、ホロムイリンドウ、フデリンドウ、ハナイカリ、ミツガシワ
ハナシノブ	クシロハナシノブ
ヒルガオ	クシロネナシカズラ
ムラサキ	エゾムラサキ
シソ	ムシャリンドウ
ゴマノハグサ	エゾコゴメグサ、オオバミゾホオズキ、シオガマギク、ネムロシオガマ、エゾヒナノウスツボ、エゾクガイソウ
タヌキモ	コタヌキモ、タヌキモ、ヒメタヌキモ、ムラサキミミカキグサ
スイカズラ	クロミノウグイスカグラ
キキョウ	サワギキョウ
キク	エゾノコギリソウ、ナガバキタアザミ、ミヤマアキノキリンソウ（コガネギク）（キリガミネアキノキリンソウを含む。）、エゾタンポポ
オモダカ	サジオモダカ
トチカガミ	セキショウモ
ホロムイソウ	ホロムイソウ

科名	種名（ミズゴケ科の植物にあつては属名）
ユリ	ツバメオモト、スズラン、チゴユリ、クロユリ、キバナノアマナ、エゾヒメアマナ、ニッコウキスゲ（エゾゼンテイカ、ゼンテイカ）、エゾキスゲ、タチギボウシ、エゾスカシユリ、クルマユリ、ホソバナノアマナ、マイズルソウ、クルマバツクバネソウ、オオナバナエンレイソウ、エンレイソウ、ミヤマエンレイソウ（シロバナエンレイソウ）
アヤメ	ノハナショウブ、カキツバタ、ヒオオギアヤメ
イグサ	エゾホソイ
ホシクサ	クシロホシクサ
イネ	クシロチャヒキ、チシマカニツリ（カニツリススキ）
サトイモ	コウライテンナンショウ、ヒメカイウ、ミズバショウ
ウキクサ	ヒンジモ
カヤツリツサ	ネムロスゲ、ムジナスゲ、ヤチスゲ、ホロムイスゲ、ビロードスゲ、カワズスゲ（ヤチカワズスゲを含む。）、シュミットスゲ、イッポンスゲ、オオアゼスゲ、サヤスゲ、サギスゲ、ワタスゲ、ヒメワタスゲ
ラン	ササバギンラン、アオチドリ、サイハイラン、サワラン（アサヒラン）、アオスズラン（エゾスズラン）、オニノヤガラ、ノビネチドリ、テガタチドリ、クシロチドリ、クモキリソウ、ハクサンチドリ（ウズラバハクサンチドリを含む）、コケイラン、ミズチドリ、キソチドリ、ホソバナキソチドリ、トキソウ、ヤマトキソウ、ネジバナ、ヒロハトンボソウ

(2) 過去の経緯

ア 公園区域

昭和62年7月31日 公園区域の指定
(環境庁告示第29号)

イ 規制計画

昭和62年7月31日 保護規制計画の決定、特別地域及び特別保護地区の区域の指定
(環境庁告示第30号、31号、32号)

平成2年12月1日 保護規制計画の変更(車馬等の乗入れ規制地域の追加)
(環境庁告示第99号)

ウ 事業計画

平成15年8月20日 利用施設計画の変更(北海道長距離自然歩道の追加)
(環境省告示第87号)

平成17年7月12日 保護施設計画の変更(自然再生施設の追加及び削除)
(環境省告示第79号)

(3) 公園区域

公園区域は次のとおりである。

(表17：公園区域表)

県名	区 域	面積 (ha)
北海道	釧路市 北斗、広里及び安原の各一部 釧路市内 国有地の一部	2,595
	釧路郡釧路町 字達古武、字トリトウシ、字トリトウシ原野、字鳥通原野、字別保原野、及び字細岡の各一部 釧路郡釧路町内 達古武湖の全部 国有地の一部	5,239
	川上郡標茶町 字オソツベツ、字オソツベツ原野、字ヌマオロ、字コッタロ、字コッタロ原野、字サルボ、字シラルトロエトロ、字塘路、及び字塘路原野の各一部 川上郡標茶町内 シラルトロ湖及び塘路湖の全部 国有地の一部	12,324
	阿寒郡鶴居村 字アトコシヤラカ、字温根内、字クチョロ太、字下幌呂、字雪裡、字下久著呂岩井内、字クチョロ、字幌呂、及び字幌呂原野の各一部 阿寒郡鶴居村内 国有地の一部	8,630
	合 計	28,788

(4) 保護規制計画

ア 特別地域

次の区域を特別地域とする。

(表18：特別地域総括表)

県名	区 域	面積 (ha)
北海道	釧路市 北斗、広里、及び安原の各一部 釧路市内 国有地の一部	1,745
	釧路郡釧路町 字達古武、字トリトウシ、字トリトウシ原野、字鳥通原野、及び字細岡の各一部 釧路郡釧路町内 達古武湖の全部 国有地の一部	2,361
	川上郡標茶町 字オソツベツ、字オソツベツ原野、字ヌマオロ、字コッタロ、字コッタロ原野、字サルボ、字シラルトロエトロ、字塘路、及び字塘路原野の各一部 川上郡標茶町内 シラルトロ湖及び塘路湖の全部 国有地の一部	8,262
	阿寒郡鶴居村 字アトコシヤラカ、字温根内、字クチョロ太、字下幌呂、字下久著呂岩井内、及び字幌呂原野の各一部 阿寒郡鶴居村内 国有地の一部	6,015
	合 計	18,383

(ア) 特別保護地区

次の区域を特別保護地区とする。

(表19：特別保護地区総括表)

県名	区 域	面積 (ha)
北海道	釧路郡釧路町 字トリトウシ原野、及び鳥通原野の各一部 釧路郡釧路町内 国有地の一部	1,127
	川上郡標茶町 字コッタロ原野、及び字塘路原野の各一部 川上郡標茶町内 国有地の一部	2,617
	阿寒郡鶴居村内 国有地の一部	2,746
合 計		6,490

(表20：特別保護地区内訳表)

名 称	区 域
コッタロ川流域	川上郡標茶町内 国有地の一部
クッチャロ太	釧路郡釧路町 字トリトウシ原野、及び鳥通原野の各一部 釧路郡釧路町内 国有地の一部 川上郡標茶町 字コッタロ原野、及び塘路原野の各一部 川上郡標茶町内 国有地の一部 阿寒郡鶴居村内 国有地の一部
合	

地区の概要	面積 (ha)
<p>コッタロ川の下流域で、典型的な低層湿原が見られ、良好な自然状態を呈している。</p>	307
<p>釧路湿原の中核をなす地域で、釧路川、ケネチャラシベツ川、久著呂川、雪裡川、幌呂川など原始性豊かな河川が流れ込む広大なヨシの低層湿原となっており、茫洋とした北方的水平景観は他に類例を見ないものである。</p> <p>ケネチャラシベツ川、久著呂川の流域を中心にハンノキ林の侵入が見られ、また、赤沼を中心にミズゴケの高層湿原が見られる。</p>	6,183
計	6,490

(イ) 第1種特別地域

次の区域を第1種特別地域とする。

(表21：第1種特別地域総括表)

県名	区 域	面積 (ha)
北海道	釧路郡釧路町 字トリトウシ原野、及び鳥通原野の各一部 釧路郡釧路町内 国有地の一部	348
	川上郡標茶町 字コッタロ、及び字塘路の各一部 川上郡標茶町内 国有地の一部	869
	阿寒郡鶴居村 字下久著呂岩井内、字クチョロ太、及び字温根内の各一部 阿寒郡鶴居村内 国有地の一部	1,104
	合 計	2,321

(表22：第1種特別地域内訳表)

名 称	区 域
コッタロ川流域	川上郡標茶町内 国有地の一部
釧路川流域	釧路郡釧路町 字トリトウシ原野、及び鳥通原野の各一部 釧路郡釧路町内 国有地の一部 川上郡標茶町 字コッタロ、及び字塘路の各一部 川上郡標茶町内 国有地の一部
キラコタン岬	阿寒郡鶴居村 字下久著呂岩井内の一部
宮島岬	阿寒郡鶴居村 字クチョロ太の一部
雪裡川流域	阿寒郡鶴居村内 国有地の一部
温根内南	阿寒郡鶴居村 字温根内の一部
合	

地区の概要	面積 (ha)
コッタロ川の中流域で、ハンノキ林を交える低層湿原となっており、良好な自然状態が維持されている。	130
ヌマオロ川との合流点から岩保木水門にかけての釧路川沿いのハンノキ林を交える低層湿原域であるが、一部達古武湖との合流点近くにはツルコケモモミズゴケクラスの高層湿原もみられ、良好な自然状態が維持されている。	1,087
釧路湿原に突出したキラコタン岬一帯の広葉樹二次林で、ミズナラ、カシワ、エゾイタヤ、シナノキなどからなっており、湿原の絶好の展望地である。	133
釧路湿原に突出した宮島岬一帯の樹林地で、湿原に面した急斜面はミズナラ、カシワ、エゾイタヤ、シナノキなどの広葉樹二次林となっているが、それ以外は小径木を残した伐採地であり、湿原の絶好の展望地である。	123
雪裡川の中流域に広がるヨシの低層湿原とハンノキ林で、良好な自然状態が維持されている。	552
大島川と堤防との間の湿地で、チャミズゴケ、イボミズゴケなどの高層湿原、ヨシの低層湿原、ハンノキ林などの多様な植生タイプが見られる。	296
計	2,321

(ウ) 第2種特別地域

次の区域を第2種特別地域とする。

(表23：第2種特別地域総括表)

県名	区 域	面積 (ha)
北海道	釧路市 北斗、広里、及び安原の各一部 釧路市内 国有地の一部	1,926
	釧路郡釧路町 字達古武、字トリトウシ原野、及び字細岡の各一部 釧路郡釧路町内 達古武湖の全部 国有地の一部	642
	川上郡標茶町 字ヌマオロ、字オソツベツ原野、字コッタロ、字コッタロ原野、字サルボ、字塘路、及び字塘路原野の各一部 川上郡標茶町内 シラルトロ湖及び塘路湖の全部 国有地の一部	3,237
	阿寒郡鶴居村 字アトコシヤラカ、字温根内、字クチョロ太、字下幌呂の各一部 阿寒郡鶴居村内 国有地の一部	1,858
	合 計	7,663

(表24：第2種特別地域内訳表)

名 称	区 域
オソツベツ・ヌマオロ川流域	川上郡標茶町 字ヌマオロ、及び字オソツベツ原野の各一部 川上郡標茶町 国有地の一部
コッタロ川流域	川上郡標茶町 字コッタロの一部
シラルトロ湖	川上郡標茶町 字コッタロ、及び字コッタロ原野の各一部 川上郡標茶町内 シラルトロ湖の全部 国有地の一部
二本松	川上郡標茶町 字塘路の一部
塘路湖	川上郡標茶町 字サルボ、字塘路、及び字塘路原野の各一部 川上郡標茶町内 塘路湖の全部

地区の概要	面積 (ha)
ヌマオロ川下流域、オソツベツ川と釧路川との流域でハンノキを交える低層湿原になっている。	1,518
コッタロ川の中流域で、ハンノキを交える低層湿原となっており、良好な自然状態が維持されている。	63
シラルトロ湖とその周辺のヨシの低層湿原で、シラルトロエトロ川が流れ込む湿原には一部ハンノキ林も見られる。湖は鍵型の不規則な形を呈し、その面積は3.37km ² 、水深は8mでオオハクチョウの越冬地となっている。	433
塘路湖西側の釧路湿原に突きだした丘陵地で、ミズナラ、カシワ、エゾイタヤ等の広葉樹二次林になっている。また、豊富な湧水がある他、湿原景観の展望地になっている。	22
<p>塘路湖と南岸の湿地で、ヨシの低層湿原、ヤナギの低木林、ハンノキ林が見られるほか、釧路湿原内には数少ない高層湿原が存在し、釧路湿原で唯一のアオサギコロニーも形成されるなど、良好な自然環境が残されている。</p> <p>塘路湖は本公園最大の湖で東西に細長く、その面積は6.2km²、水深は7～8mである。</p>	793

名 称	区 域
達古武湖・夢ヶ丘	釧路郡釧路町 字達古武の一部 釧路郡釧路町内 達古武湖の全部 川上郡標茶町 字塘路の一部
細岡	釧路郡釧路町 字細岡、及び字トリトウシ原野の各一部
広里	釧路市 広里の一部 釧路郡釧路町 字トリトウシ原野の一部
久著呂川流域	川上郡標茶町 字コッタロの一部 川上郡標茶町内 国有地の一部 阿寒郡鶴居村 国有地の一部
宮島岬	阿寒郡鶴居村 字クチョロ太の一部

地区の概要	面積 (ha)
<p>達古武湖地域は達古武湖とその周辺のヨシの低層湿原で、湖は流入土砂の堆積が進み、面積はわずか1.4km²、水深は3mで楕円形を呈している。</p> <p>夢ヶ丘地域は達古武湖に面した湧水が豊富な丘陵地で、カラマツの人工林のほか、ミズナラ・カシワ・エゾイタヤなどの広葉樹二次林が存在しており、同地域では達古武湖集水域の保全を視野に入れた自然再生事業が実施されている。</p>	617
<p>釧路川と岩保木山周辺の丘陵地に囲まれた地域で、ヨシの低層湿原及びハンノキ林、丘陵地の森林はミズナラ・エゾイタヤ・シナノキなどの広葉樹二次林が見られる。</p>	219
<p>岩保木水門下流の新釧路川と釧路川に挟まれた地域であり、ヨシの低層湿原が見られるほか、以前に営農が行われた放棄地が見られる。また、同地域では湿原を再生させる自然再生事業が計画されている。</p>	310
<p>クッチャロ太特別保護地区に隣接する久著呂川流域のヨシの低層湿原とそれを囲むハンノキ林から成っている。また、湿原への土砂流入を防止する自然再生事業が実施されている。</p>	317
<p>釧路湿原に突出した宮島岬のうち北西部の樹林地で、湿原に面した急斜面はミズナラ、カシワ、エゾイタヤ、シナノキなどの広葉樹二次林となっている。</p>	63

名 称	区 域
温根内・温根内川流域	阿寒郡鶴居村 字温根内、及び字下幌呂の各一部 阿寒郡鶴居村内 国有地の一部
右岸堤防南	釧路市 北斗、及び安原の各一部 釧路市内 国有地の一部 阿寒郡鶴居村 字アトコシャラカ、及び字温根内の各一部 阿寒郡鶴居村内 国有地の一部
北斗	釧路市 北斗の一部
合	

地区の概要	面積 (ha)
<p>雪裡川と幌呂川の合流点から温根内にかけての地域、および温根内川下流部の地域で、湧水地が多いヨシ・スゲの低層湿原とハンノキ林となっている。</p>	708
<p>釧路川右岸堤防の南側に広がる広大な湿地及び北斗展望台を含む丘陵地で、湿地は大部分がヨシの低層湿原となっているが、区域の中央部にはミズゴケの高層湿原とヌマガヤオーダーの中間湿原が、さらに大島川沿いにはハンノキ林が広がっている。展望台付近の森林はミズナラ、カシワ、コナラの広葉樹二次林となっている。</p>	2,589
<p>釧路湿原の西側に位置する地域で、低層湿原が存在し、大規模なヤチボウズ群落も見られる。また、本国立公園の入り口部分に位置し、道東の希少な野生生物の保護や利用者への情報発信等の普及啓発の拠点である釧路湿原野生生物保護センターが整備され、敷地内には湿原特有の水生物などが生息している。</p>	11
計	7,663

(エ) 第3種特別地域

次の区域を第3種特別地域とする。

(表25：第3種特別地域総括表)

県名	区 域	面積 (ha)
北海道	釧路市 安原の一部 釧路市内 国有地の一部	109
	釧路郡釧路町 字達古武、字トリトウシ、及び字トリトウシ原野 の各一部 釧路郡釧路町内 国有地の一部	585
	川上郡標茶町 字オソツベツ、字シラルトロエトロ、字コッタロ、 字塘路、及び字塘路原野の各一部	2,098
	阿寒郡鶴居村 字クチョロ太、及び字幌呂原野の各一部 阿寒郡鶴居村内 国有地の一部	511
	合 計	3,303

(表26：第3種特別地域内訳表)

名 称	区 域
シラルトロエトロ川流域	川上郡標茶町 字オソツベツ、及び字シラルトロエトロの各一部
塘路湖北	川上郡標茶町 字塘路、及び字塘路原野の各一部
達古武湖北	釧路郡釧路町 字達古武、字トリトウシ、及び字トリトウシ原野の各一部 川上郡標茶町 字塘路の一部
達古武川流域	釧路郡釧路町 字達古武の一部
コッタロ川西	川上郡標茶町 字コッタロの一部
チルワツナイ川流域	阿寒郡鶴居村内 国有地の一部
下雪裡	阿寒郡鶴居村 字クチョロ太、及び字幌呂原野の各一部 阿寒郡鶴居村内 国有地の一部

地区の概要	面積 (ha)
シラルトロエトロ川の流域でヨシの低層湿原となっている。	398
塘路湖の北側斜面の森林と同湖に注ぐオモシンロベツ川及びアレキナイ川の河口周辺の湿地で、北側の森林はミズナラ、カシワ、ハリギリ、エゾイタヤ、カツラ、シナノキなどの広葉樹二次林と一部カラマツ人工林となっており、湿地はハンノキ林となっている。	1,309
夢ヶ丘地域北側の森林と、同湖から釧路川にかけての湿地および同湖にそそぐ達古武川周辺の湿地で、北側の森林はミズナラ、カシワ、エゾイタヤなどの広葉樹二次林となっており、町界の稜線部はカラマツ人工林となっている。湿地はヨシの低層湿原とハンノキ林となっている。	211
達古武川上流域に広がる丘陵地で、ミズナラ・カシワ・エゾイタヤなどの広葉樹二次林になっている。	311
コッタロ川の西側に位置する森林でミズナラ、カシワ、シナノキ、エゾイタヤなどの広葉樹二次林となっており、二次林中にカラマツ人工林が介在する。	310
チルワツナイ川流域の湿地で、ヨシの低層湿原とそれを囲むようにハンノキ林が生育している。	178
下雪裡第三から宮島岬にかけての湿地と湿地に面する森林で、湿地はヨシの低層湿原とそれを囲むようにハンノキ林が生育し、森林はミズナラ、カシワの広葉樹二次林となっている。	333

名 称	区 域
岩保木	釧路市 安原の一部 釧路市内 国有地の一部 釧路郡釧路町 字トリトウシ、及び字トリトウシ原野の各一部 釧路郡釧路町内 国有地の一部
合	

地区の概要	面積 (ha)
<p>釧路川の横堤防から岩保木水門周辺の湿地で、大部分はヨシの低層湿原となっている。</p>	<p style="text-align: right;">253</p>
<p style="text-align: center;">計</p>	<p style="text-align: right;">3,303</p>

(オ) 乗入れ規制地区

車馬若しくは動力船の使用又は航空機の着陸を規制する地域を次のとおりとする。

(表27：乗入れ規制地区表)

名 称	区 域	地種区分
釧路湿原	釧路市 北斗の一部 釧路市内 国有地の一部 釧路郡釧路町 字達古武、字トリトウシ、字トリトウシ原野及び字 鳥通原野の各一部 釧路郡釧路町内 国有地の一部 達古武沼の全部 川上郡標茶町 字オソツベツ、字オソツベツ原野、字コッタロ、 字コッタロ原野、字サルボ、字シラルトロエトロ、 字塘路、字塘路原野及び字ヌマオロの各一部 川上郡標茶町内 国有地の一部 シラルトロ沼及び塘路湖の全部 阿寒郡鶴居村 字アコトシャラカ、字クチョロ太及び幌呂原野の各 一部 阿寒郡鶴居村内 国有地の一部 (以上の区域のうち、道路、広場、田、畑、牧場及び 宅地の区域を除く)	第1種特別地域 第2種特別地域 第3種特別地域

区 域 概 要	面 積 (ha)	備 考
<p>当該地域は、釧路川に沿って展開する我が国最大の湿原「釧路湿原」を中核とする地域である。</p> <p>湿原全体を支配するヨシと散在するハンノキ林、蛇行する河川等が構成する自然性の高い水平的景観を有する。</p> <p>高層湿原、中間湿原、低層湿原の各々に特徴的な優れた湿原植生が見られ、また、特別天然記念物タンチョウを始めとする鳥類等動物の生息地でもある。特に水鳥については、「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」(ラムサール条約)の登録湿地にもなっており、国際的にも貴重な自然環境である。</p> <p>最近、当該地域において湿原へのモーターボート等の侵入が見られ、今後も増加することが懸念される。</p> <p>本指定区域は、貴重な動植物が分布する当該地域の河川、湖沼及び湿原域を、車馬等の乗入れによる踏みつけや騒音による生育環境の悪化を防止するため選定したものである。</p>	9,714	

イ 普通地域

次の区域を普通地域とする。

(表28：普通地域表)

県名	区 域	面積 (ha)
北海道	釧路市 広里及び安原の各一部 釧路市内 国有地の一部	560
	釧路郡釧路町 字達古武、字トリトウシ、字トリトウシ原野及び 字別保原野の各一部 釧路郡釧路町内 国有地の一部	2,537
	川上郡標茶町 字オソツベツ、字オソツベツ原野、字コッタロ、 字コッタロ原野、字シラルトロエトロ及び字塘路 の各一部 川上郡標茶町内 国有地の一部	3,503
	阿寒郡鶴居村 字アトコシヤラカ、字温根内、字クチョロ、字雪 裡、及び字幌呂の各一部 阿寒郡鶴居村内 国有地の一部	2,411
	合 計	9,011

(5) 保護施設計画

保護施設計画は次のとおりである。

(表29：保護施設計画表)

番号	種類	位置
1	自然再生施設	釧路市及び釧路郡釧路町（広里・トリトウシ地域）
2	自然再生施設	釧路市及び阿寒郡鶴居村（温根内・北斗地域）
3	自然再生施設	釧路郡釧路町（達古武地域）
4	自然再生施設	川上郡標茶町及び阿寒郡鶴居村（久著呂・幌呂地域）
5	自然再生施設	川上郡標茶町（塘路・茅沼地域）

整備方針	旧計画との関係
<p>過去の人為的行為等により損なわれた湿原植生等の自然生態系を回復させるため及び自然再生に関する普及啓発を図るため、自然再生施設を整備する。</p>	<p>平17. 7. 12告示</p>
<p>湿原後背地において、人為的行為等により損なわれた野生生物の生息環境等を回復させるため及び自然再生に関する普及啓発を図るため、自然再生施設を整備する。</p>	<p>平17. 7. 12告示</p>
<p>達古武湖及びその集水域において、水生生物等の生息環境の改善や森づくり等によって、損なわれた自然生態系を回復させるため及び自然再生に関する普及啓発を図るため、自然再生施設を整備する。</p>	<p>平17. 7. 12告示</p>
<p>過去の人為的行為等により損なわれた湿原の自然生態系を回復させるため、自然再生施設を整備する。</p>	<p>平17. 7. 12告示</p>
<p>過去の人為的行為等により損なわれた湿原の自然生態系を回復させるため及び自然再生に関する普及啓発を図るため、自然再生施設を整備する。</p>	<p>平17. 7. 12告示</p>

(6) 利用施設計画

ア 単独施設

単独施設を次のとおりである。

(表30：単独施設表)

番号	種 類	位 置
1	園地	釧路市（北斗展望台）
2	園地	釧路郡釧路町（達古武）
3	野営場	釧路郡釧路町（達古武）
4	園地	釧路郡釧路町（細岡）
5	園地	釧路郡釧路町（岩保木）
6	園地	川上郡標茶町（シラルトロ湖）
7	宿舎	川上郡標茶町（シラルトロ湖）
8	野営場	川上郡標茶町（シラルトロ湖）
9	舟遊場	川上郡標茶町（シラルトロ湖）
10	園地	川上郡標茶町（コッタロ）
11	園地	阿寒郡鶴居村（キラコタン岬）

整備方針	旧計画との関係
到達性に恵まれた湿原西側の好展望地であり、既存の展望施設があるが、展望や自然探勝のための園地として園路等の整備拡充を図る。	昭62. 7. 31告示
達古武湖畔の恵まれた自然環境を生かし、湖や水辺湿地の野生生物の観察や休養のための園地として整備する。	昭62. 7. 31告示
既存施設の整備拡充を図る。施設の整備及び維持管理に当たっては、施設からの汚排水による水質の汚濁防止に特に留意する。	昭62. 7. 31告示
湿原の特徴的景観を眺望できる絶好の展望地であり、展望のための園地として整備する。	昭62. 7. 31告示
湿原の展望及び公園利用者の集散のための園地として整備する。	昭62. 7. 31告示
シラルトロ湖畔の恵まれた自然環境を生かし、湖や水辺の野生生物の観察、展望、散策、休養のための園地として整備する。	昭62. 7. 31告示
既存施設の整備拡充を図る。	昭62. 7. 31告示
既存施設の整備拡充を図る。施設の整備及び維持管理に当たっては施設からの汚排水による水質の汚濁防止に特に留意する。	昭62. 7. 31告示
シラルトロ湖におけるボート遊びのための施設を整備する。	昭62. 7. 31告示
湿原北部の好展望地であることや、典型的なヨシ群落に近いことを生かし、展望や野生生物の観察のための園地として整備する。	昭62. 7. 31告示
湿原北部の好展望地であり、遊歩道を備えた園地として整備する。	昭62. 7. 31告示

番号	種 類	位 置
12	園地	阿寒郡鶴居村（宮島岬）
13	園地	阿寒郡鶴居村（温根内）
14	博物展示施設	阿寒郡鶴居村（温根内）
15	園地	阿寒郡鶴居村（赤沼南）
16	園地	阿寒郡鶴居村（鶴居展望台）
17	博物展示施設	釧路市（北斗）
18	舟遊場	釧路郡釧路町（細岡）
19	舟遊場	釧路郡釧路町（岩保木）
20	舟遊場	川上郡標茶町（スガワラ）
21	園地	川上郡標茶町（サルボ）

整備方針	旧計画との関係
湿原北部の好展望地であり、遊歩道を備えた園地として整備する。	昭62. 7. 31告示
博物展示施設と一体的な園地として整備する。	昭62. 7. 31告示
湿原を間近に観察しながら、湿原の地形、地質、野生生物等について学習できる施設として整備する。	昭62. 7. 31告示
本湿原では分布が限られている高層湿原の観察が可能な地区であり、木道を備えた園地として整備する。整備に当たっては、周辺の自然環境に及ぼす影響を最小限とするよう配慮する。	昭62. 7. 31告示
到達性に恵まれた湿原西側の好展望地であり、展望のための園地として整備する。	昭62. 7. 31告示
釧路湿原国立公園の入口部分に当たる北斗において、利用者に釧路湿原の自然環境、景観要素である野生生物等に関する情報を発信するための施設として整備する。	新規
「釧路川保全と利用のカヌーガイドライン(釧路湿原自然再生協議会)」に位置づけられたカヌーステーションで、河川及び湿原利用のためのカヌーの発着場として整備する。	新規
「釧路川保全と利用のカヌーガイドライン(釧路湿原自然再生協議会)」に位置づけられたカヌーステーションで、河川及び湿原利用のためのカヌーの発着場として整備する。	新規
「釧路川保全と利用のカヌーガイドライン(釧路湿原自然再生協議会)」に位置づけられたカヌーステーションで、河川及び湿原利用のためのカヌーの発着場として整備する。	新規
塘路湖及び湿原の展望利用の拠点として、園地を整備する。	新規

イ 道路

(ア) 車道

車道を次のとおりとする。

(表31：道路（車道）表)

番号	路線名	区 間	主要経過地
1	達古武湖線	起点—道釧路郡釧路町 (達古武・国立公園境界) 終点—釧路郡釧路町 (達古武湖)	—
2	細岡岩保木線	起点—釧路郡釧路町 (達古武・国立公園境界) 終点—釧路郡釧路町 (細岡展望台)	細岡園地
3	標茶塘路線	起点—川上郡標茶町 (五十石・国立公園境界) 終点—川上郡標茶町 (塘路・国立公園境界)	シラルトロ湖
4	久著呂塘路線	起点—川上郡標茶町 (下久著呂・国立公園境界) 終点—川上郡標茶町 (塘路・車道合流点)	コッタロ湿原
5	シラルトロ湖線	起点—川上郡標茶町 (茅沼・車道分岐点) 終点—川上郡標茶町 (シラルトロ湖)	—
6	宮島キラコタン連絡線	起点—阿寒郡鶴居村 (村営鶴居牧野・国立公園境界) 終点—阿寒郡鶴居村 (キラコタン岬) 終点—阿寒郡鶴居村 (宮島岬)	—

整備方針	旧計画との関係
国道391号から達古武湖の利用拠点への到達道路として整備する。	昭62. 7. 31告示
国道391号と細岡園地を結ぶ道路として整備する。	変更
シラルトロ湖、塘路湖等の利用拠点を結ぶ道路として整備する。	昭62. 7. 31告示
湿原を展望する道路及びコッタロ園地への到達道路として整備する。	昭62. 7. 31告示
公園計画車道標茶塘路線とシラルトロ湖北畔の利用拠点を結ぶ道路として整備する。	昭62. 7. 31告示
宮島岬とキラコタン岬への到達道路として整備する。	変更

番号	路線名	区 間	主要経過地
7	キラコタン岬線	起点－阿寒郡鶴居村 (下久著呂岩井内・国立公園境界) 終点－阿寒郡鶴居村 (キラコタン岬・車道合流点)	—
8	宮島岬線	起点－阿寒郡鶴居村 (下雪裡第四・国立公園境界) 終点－阿寒郡鶴居村 (宮島岬・車道合流点)	—
9	北斗遠矢線	起点－阿寒郡鶴居村 (温根内川・国立公園境界) 終点－阿寒郡鶴居村 (温根内川・国立公園境界) 起点－阿寒郡鶴居村 (温根内・国立公園境界) 終点－釧路市 (北斗・国立公園境界) 起点－釧路市 (北斗・国立公園境界) 終点－釧路市 (安原・国立公園境界) 起点－釧路市 (安原・国立公園境界) 終点－釧路市 (遠矢・国立公園境界)	—

整備方針	旧計画との関係
下久著呂方面からキラコタン岬への到達路として新たに整備する。	昭62. 7. 31告示
下雪裡方面から宮島岬への到達路として新たに整備する。	昭62. 7. 31告示
湿原南西部及び南部の連絡車道として整備する。	変更

(イ) 自転車道

自転車道を次のとおりとする。

(表32：道路（自転車道）表)

番号	路線名	区 間	主要経過地
1	釧路湿原探勝線	起点－阿寒郡鶴居村（温根内） 終点－阿寒郡鶴居村（温根内）	赤沼南園地

整備方針	旧計画との関係
湿原探勝のための自転車道として新たに整備する。	昭62. 7. 31告示

(ウ) 歩道

歩道を次のとおりとする。

(表33：道路（歩道）表)

番号	路線名	区 間	主要経過地
1	シラルトロ塘路線	起点—川上郡標茶町（シラルトロ湖） 終点—川上郡標茶町（塘路） 終点—川上郡標茶町（サルボ）	—
2	北海道自然歩道線	起点—阿寒郡鶴居村 （下久著呂岩井内・国立公園境界） 終点—阿寒郡鶴居村 （キラコタン岬） 終点—阿寒郡鶴居村 （村宮鶴居牧野・国立公園境界） 終点—阿寒郡鶴居村 （宮島岬） 終点—阿寒郡鶴居村 （下雪裡第四・国立公園境界） 起点—阿寒郡鶴居村 （温根内川・国立公園境界） 終点—阿寒郡鶴居村 （温根内川・国立公園境界） 起点—阿寒郡鶴居村 （温根内・国立公園境界） 終点—釧路市 （北斗・国立公園境界） 起点—釧路市 （安原・国立公園境界） 終点—釧路郡釧路町 （トリトウシ原野・国立公園境界） 起点—釧路郡釧路町 （岩保木・国立公園境界）	釧路湿原

整備方針	旧計画との関係
シラルトロ湖、塘路湖、エオルト沼等の探勝と釧路湿原を展望するための歩道として新たに整備する。	昭62. 7. 31告示
北海道自然歩道線のうち、釧路湿原を周回する探勝歩道として整備する。	変更

番号	路線名	区 間	主要経過地
		終点—釧路郡釧路町 (達古武野営場) 終点—釧路郡釧路町 (夢ヶ丘) 起点—川上郡標茶町 (塘路・国立公園境界) 終点—川上郡標茶町 (塘路) 起点—川上郡標茶町 (塘路・国立公園境界) 終点—川上郡標茶町 (下久著呂・国立公園境界)	
3	釧路川右岸堤防線	起点—釧路市 (安原) 終点—阿寒郡鶴居村 (温根内・国立公園境界)	赤沼南園地

整備方針	旧計画との関係
	変更
湿原観察のための探勝歩道として整備する。	新規